

障がい者任免状況の公表について（令和８年６月１日時点）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４０条第２項の規定に基づき、障がい者である職員の任免状況について以下のとおり公表します。

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数	障がい者の数	実雇用率 (法定雇用率)	不足数
１８９．５人	３．０人	１．５８％ (２．８％)	２人

※なお、障がいの種類・程度等の区分ごとの人数については、障がい者の数が少なく、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であること及びその障がいの程度等が推認される恐れがあることから、公表はしていません。